

第1章 基本方針の背景と理念

1 基本方針策定の背景

(1) 基本方針の見直しについて

国は、平成6年（1994年）12月の国連総会の決議に基づき、平成7年（1995年）12月に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置、平成9年（1997年）7月に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定し、人権教育・啓発についての施策を推進してきました。また、平成12年（2000年）には人権教育・啓発に関する国、地方公共団体及び国民の責務を明記するとともに、人権教育・啓発に関する基本的な計画の策定が国に義務付けられた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）」を施行し、平成14年（2002年）3月同法に基づく国の基本計画を策定しました。

本市では、国と県の動向を見ながら平成11年（1999年）5月に市長を本部長とする「推進本部」を設置、平成12年（2000年）4月に「人権教育のための国連10年鳥栖市行動計画」を、平成21年（2009年）には「鳥栖市人権教育・啓発に関する基本方針」を策定し、本市の実情に合わせた人権施策を推進してきたところです。

しかし、「鳥栖市人権教育・啓発に関する基本方針」策定から10年が経過した現在、各種施策や関係者の努力により大きく改善した分野がある反面、インターネットの急速な普及などの社会情勢の変化に伴って、各種人権課題は複雑化、多様化してきており、さらにはヘイトスピーチ（資料P4）や性的指向等に関わる人権、子どもの貧困対策などの新たな課題も顕在化しています。

平成28年（2016年）には差別のない人権尊重の社会づくりにとって重要な3つの法律、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」（以下「障害者差別解消法」という）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という）、「部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）」（以下「部落差別解消推進法」という）が施行され、佐賀県において、平成30年（2018年）3月、「佐賀県人権教育・啓発基本方針」の第二次改訂がなされたところです。

本市では、このような状況変化に的確に対応し、各種人権課題の早急な解決を目指すため、基本方針の改訂を行うこととしました。

(2) 人権をめぐる国内外の動き

① 国際的な動き

20 世紀に起こった二度にわたる世界大戦は、多くの人命を奪いました。これを深く反省する中から、昭和 23 年（1948 年）12 月 10 日の第 3 回国連（国際連合）総会において「あらゆる差別を撤廃し人権を確立することが恒久の平和を達成する基礎である」という観点により、「人権に関する世界宣言（世界人権宣言）」が採択されました。

この「世界人権宣言」は、今日私たちが人権問題を考える上でのよりどころになっており、国連加盟国の中には、この宣言を憲法や国内法に取り込むなど、大きな影響力を持つものとなっています。

また、平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）までを「人権教育のための国連 10 年」とする決議が採択されるなど、世界中で人権教育・啓発のさらなる取り組みが推進され、人権への関心の高まりとともに、国際的な取り決めが順次進められてきました。

現在は、「人権教育のための国連 10 年」を継承する「人権教育のための世界計画（資料 P2）」に取り組まれており、初等中等教育での人権教育を主眼とした第 1 段階（平成 17～21 年（2005～2009 年））、高等教育での人権教育及び教育関係者、公務員、軍隊等のための人権研修に焦点を当てた第 2 段階（平成 22～26 年（2010～2014 年））を経て、これまでの取り組みの強化とメディア関係者等への研修促進を掲げた第 3 段階（平成 27～31 年（2015～2019 年））が進められています。

近年は、性的指向や性別違和等に関する議論も注目を集めるようになりました。平成 18 年（2006 年）にインドネシアのジョグジャカルタの国際会議で採択され、その翌年に国連人権理事会で承認された「ジョグジャカルタ原則（資料 P2）」や平成 23 年（2011 年）の性的指向と性別違和に関する初の国連決議を踏まえ、権利保護に向けた国際的な動きが進んでいます。

このほか、スポーツの世界では、オリンピック憲章において「人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会」を目指すとともに、スポーツを人権の一つと捉えて、いかなる種類の差別も受けることなく権利と自由が享受されなければならないことを根本原則に明記するなど、国連以外の様々な分野、団体においても人権に関する取り組みが行われています。

こうした取り組みにより国際的な人権意識の高揚が図られる一方で、極端な原理主義（資料 P1）によるテロ行為の多発や地域紛争の激化、それらに伴う多量の難民の流入等による排外主義（資料 P4）の台頭などから、深刻な人権課題も生じてきており、早急な対応が必要になっています。

② 国内の動き

我が国では、昭和 21 年（1946 年）「国民主権」「平和主義」そして「基本的人権の尊重（資料P1）」を理念とする日本国憲法が公布されました。

昭和 31 年（1956 年）には国連に加盟し、国際社会の仲間入りを果たし、国連が提唱する各種の人権に関する国際年について積極的な取り組みを行ってきました。

平成 7 年（1995 年）12 月には、政府において内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連 10 年推進本部」が設置され、平成 12 年（2000 年）12 月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成 12 年法律第 147 号)」が施行され、人権教育・啓発の推進は国と地方公共団体の責務であると規定されました。これに基づき、国では平成 14 年（2002 年）3 月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。本基本計画については、平成 23 年（2011 年）に一部変更され、「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されています。

近年の人権に関わる動きとしては、例えば子どもに関し、平成 25 年（2013 年）に「いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)」が、その翌年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成 25 年法律第 64 号)」が施行されました。

また、平成 27 年（2015 年）には「生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)」が施行されています。

平成 19 年（2007 年）に、我が国が「障害者の権利に関する条約」に署名したことで、平成 23 年（2011 年）に「障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)」が改正され、平成 28 年（2016 年）に「障害者差別解消法」が施行されて、障害者への「合理的配慮」が求められることになりました。

同年には、適法に日本に住む日本以外の出身者やその子孫に対する不当な差別的言動は許されないとした「ヘイトスピーチ解消法」も施行されました。

一方、我が国固有の人権問題である同和問題（資料P3）については、その早期解決を求める国民的な意識と運動の盛り上がりを背景に「同和対策審議会」が設置され、昭和 40 年（1965 年）に「同和対策審議会答申」が出され、昭和 44 年（1969 年）に「同和対策事業特別措置法(昭和 44 年法律第 60 号)」が施行されて以来、3 つの特別法に基づき、平成 14 年（2002 年）3 月まで 33 年にわたる特別対策が実施されてきました。

その後、同和対策は一般対策の中で必要に応じて対応されてきたところですが、現在においても人々の間に残る差別意識を完全には払拭しきれていないとの認識の下、平成 28 年（2016 年）に「部落差別解消推進法」が施行され、改めて同和問題の解決が重要な課題であると認めて、国及び地方公共団体が果たすべき責務が定められました。

③ 県内の動き

佐賀県においても、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障害者、外国人など各分野に関する人権問題の解決に向けた取り組みが推進され、特に、平成 7 年（1995 年）には男女共同参画社会づくりの拠点として、女性センター「アバンセ」が開館され、啓発セミナーをはじめ、女性の自立や活動、交流を支援する様々な事業の充実が図られています。

また、平成 10 年（1998 年）3 月には、人権意識を高め、自らの課題として人権問題に取り組む、差別や偏見のない、全ての人々の人権が尊重される社会を実現するために「佐賀県人権の尊重に関する条例」が制定されました。この条例に基づき、平成 11 年（1999 年）3 月に、共生社会の実現に積極的に取り組むための指針となる「佐賀県人権教育・啓発基本方針」が策定され、「人権教育のための国連 10 年」の佐賀県行動計画としても位置付けられています。

その後、「佐賀県人権教育・啓発基本方針」は、「国連 10 年」終了後の平成 18 年（2006 年）に第一次改訂、平成 30 年（2018 年）3 月に第二次改訂が行われ、一層の推進が図られています。

④ 本市での取り組み

本市では、これまで同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに関する様々な人権問題の解決を行政施策の重要な課題として取り組んできました。

本市における人権に関する教育・啓発は、県や学校、地域社会、職場など多くの関係機関・団体等との連携の下で進められていますが、人権問題の解決には、同和問題、外国人への差別をはじめドメスティック・バイオレンス（DV）や児童虐待、いじめなど、まだまだ多くの課題が残されています。

また、増加する外国人住民への対応やこれまであまり認識されてこなかった性的指向や性自認等への配慮なども新たに求められるようになってきました。

一方で、おおむね 5 年ごとに実施している「人権・同和問題に関する鳥栖市民意識調査」の、平成 26 年度（2014 年度）の調査では、「基本的人権が守られていると思うか」という設問に対し、約 6 割の人が「よく守られている」「だいたい守られている」と答え、「人権問題に関心を持っていますか」についても、約 6 割の人が「関心がある」「少し関心がある」と答えています。この結果を、前回（平成 19 年度（2007 年度））調査時と比較すると、それぞれ約 17 ポイント、5.6 ポイント高くなっており、市民の人権意識が向上していることを示しています。

今後の人権問題の解決に当たっては、単なる知識のみにとどまらず、市民一人ひとりが自らの問題として取り組む姿勢がこれまで以上に重要であると考えられ、定期的な意識調査により市民の人権意識を把握し、人権教育・啓発に取り組んでいく必要があります。

2 基本方針の基本理念

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条において「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）をいう」と規定され、平成6年（1994年）に開催された第49回国連総会では「人権教育とは、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会階層の人々が、他の人々の尊厳について学び、またその尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための生涯にわたる総合的な過程（プロセス）である」と定めています。

また、「人権教育のための国連10年行動計画」では、「人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義され、行動計画が目指すものとして、以下の5つを掲げています。

- 1 人権と基本的自由の尊重の強化
- 2 人格及び人格の尊厳に対する感覚の十分な発達
- 3 全ての国家、先住民、及び人種的、民族的、種族的、宗教的及び言語的集団の間の理解、寛容、ジェンダー（資料P2）の平等並びに友好の促進
- 4 全ての人々が自由な社会に効果的に参加できるようにすること
- 5 平和を維持するための国連の活動の促進

これらのことから、人権教育とは人権尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育及び社会教育で行われる教育活動であり、私たちは主体的に学び、その成果を日常生活の中で生かしていくことにより、人権という普遍的文化が構築されるように努めなければなりません。

(1) 基本理念 — 共生社会の実現

今日、世界では経済の発展や科学技術の向上などにより、人、物、情報などが国を越えて自由に行き交うようになりました。特に、近年のスマートフォン等の急速な普及に伴って、よりインターネットが身近になり、誰でも手軽に世界に向けて情報発信ができるようになっていきます。こうした状況の変化は、私たちの生活の利便性を高める反面、バーチャル（資料P4）の世界の現実感の無さと匿名性から、安易に他人を誹謗中傷してしまうといった新たな人権問題も増えています。

今なお世界各地で地域紛争が発生し、飢餓や難民問題、テロなどの人権問題が後を絶ちません。また、地球温暖化をはじめとした環境問題は、地球規模での深刻な問題となっています。

人はそれぞれに異なる生活文化を持ち、個性や価値観も違い、世界には民族や国籍、宗教などの異なる様々な人たちが共に生活しています。これらの違いを否定して同質化を求めたり、同質なもののの中に違いや序列をつくりだして排除したりするような状況を認めてはなら

ず、私たち一人ひとりに、個性や違いを尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、共に生活していく「共生」の心が強く求められています。

このことについて、日本国憲法では第 14 条に「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と明記されています。

基本方針では、性別や国籍、世代など様々な違いを越えて、全ての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることのできる「共生社会」の実現を目指すことを基本理念とします。

(2) 目標 — 人権文化の確立

人権とは、人が持っている基本的な自由と権利のことで、全ての人が幸福な人生を送るために欠かすことのできないものです。全ての人間は、人として生きていくための権利を生まれながらにして持っており、何人も侵すことは出来ません。人権は現在だけでなく将来にわたって保障されるべき権利であり、人権の尊重は人類普遍の原理として我が国の憲法の基本的な理念の一つとなっています。

人権文化を確立していくために、私たちは自分の生き方を大切にしながらも他者の人権も尊重しなければなりません。そのことによって育まれる「共生意識」というべきものを、人々の日常の生活の中に定着させ、社会の習慣にまで広げ普及させていくことが重要だと考えます。

基本方針では、人権という普遍的文化を市民生活の中に定着させ、発展させていくことを目標としています。

(3) 基本姿勢 — 生涯を通じた人権教育・啓発

人権文化を広く市民生活に定着させるためには、人権に関する知識の普及にとどまらず、市民が人権について自ら学び行動していくことが必要です。

「人権教育のための国連 10 年」の決議において、「人権教育は単なる情報提供にとどまるものではない。人権教育とは、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会階層の人々が、他の人々の尊厳について学び、またその尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための生涯にわたる総合的な過程（プロセス）である」とされています。

市民の人権に対する関心は多様で程度も様々です。このことを考慮しながら、本市では、市民が人権問題を身近な生涯学習課題の一つとして主体的に学び、人権尊重のための取り組みを日常生活の中で生かしていけるよう効果的な人権教育・啓発活動を継続的に推進することとします。

3 基本方針の性格

この基本方針は、平成12年（2000年）12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定された、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び県の「佐賀県人権教育・啓発基本方針」の趣旨を踏まえ、「鳥栖スタイル2020（第6次鳥栖市総合計画）」との整合性を図りながら本市が今後実施すべき人権教育・啓発についての方向性を明らかにするものです。

また、この基本方針は、人権が尊重される社会づくりの担い手は市民であるとの認識の下に、市民、団体、事業者、行政などがそれぞれの役割を踏まえた上で連携、協働しながら人権教育・啓発を推進するものです。



鳥栖駅